

重要事項説明書
健光園あらしやま診療所
 ～居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導～
 ＜令和6年6月1日現在＞

1 事業者(法人)の概要

事業者名	社会福祉法人健光園
代表者の職名・氏名	理事長 古石隆光
所在地・連絡先	(所在地)京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12 (電 話)075-881-0401 (FAX)075-882-3410

2 事業所の概要

(1)事業所名称および事業所番号

事業所名	健光園あらしやま診療所
所在地・連絡先	(所在地)京都市右京区嵯峨柳田町36-5 (電 話)075-881-0590 (FAX)075-881-8838
事業所番号	2610706653
管理者の氏名	渡辺全夫

(2)事業の目的

居宅で療養生活を送る中で要介護または要支援状態となり、通院が困難な方に対して定期的に訪問し、病状の観察や処置、ご家庭での看護に関するご相談に応じることにより、ご利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的として、居宅療養管理指導サービスまたは介護予防居宅療養管理指導サービスを提供します。

(3)運営の方針

- ①社会福祉法人健光園の福祉の理念「生涯地域居住」に基づくと共に、介護保険法、その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)」等に定める内容を遵守します。
- ②ご利用者の意思および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めます。
- ③ご利用者の心身機能の改善や環境整備等を通じて自立を支援し、生活の質の向上に努め、介護予防が図れるよう目的を設定し、計画的にサービスを提供します。
- ④自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

- ⑤地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村・居宅サービス事業者・介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。

(4) 事業所の職員体制

職員の職種	人数
管理者	1名 医師の資格を持つ者を配置します。
医師	1名以上
看護師	1名以上

<職務の内容>

職種	内容
管理者	事業所の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。また、事業所の職員に対して法令を遵守させるために必要な指導を行い、指揮管理します。
医師	計画的かつ継続的に訪問診療または往診を行い、医学的管理に基づいて居宅における療養について必要な管理指導を行います。
看護師	ご利用者の健康状態を的確に把握するとともに、医師の指示のもとご利用者に必要な処置を行います。

(5) 通常の訪問実施地域

訪問を実施する地域は、通常、京都市の右京区の一部で、国道162号線高雄小学校より南、四条通より北(梅津段町から上野橋より西、森原堤四条までを含む)、清滝川より東、西大路通より西の各地域です。

上記以外の地域にお住まいの方はご相談ください。

(6) 営業日・営業時間

営業日	火曜日 9時～12時 木曜日 14時～17時 金曜日 9時～12時 土曜日 9時～12時
休業日	12月29日～1月3日

但し、電話等により24時間連絡が可能な体制を取っています。

3 ご利用いただける方

次のすべてにあてはまる方が対象です。

- (1) 疾病または負傷により居宅で療養を続けている通院が困難な方
- (2) 継続的に医師による指導が必要な方
- (3) 要介護認定において下記のように認定された方

サービス名	対象となる認定
居宅療養管理指導サービス	要介護1～5
介護予防居宅療養管理指導サービス	要支援1・2

4 サービスの内容

- (1) ご利用者の病状や心身の状況を把握して作成した診療計画に沿って医師がご利用者の居宅へ訪問し、医学的管理を行います。
- (2) ご利用者やご家族等に居宅サービスを利用する上での留意点や介護方法等について、医学的観点から指導・助言を行います。
- (3) 居宅サービス計画の作成に必要な情報を介護支援専門員に提供します。

5 サービスご利用に当たっての留意事項

- (1) サービスご利用時や更新等の際には、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証のご提示をお願いいたします。その他、公費制度を受給されている場合にはご相談ください。
- (2) 介護保険被保険者証に記載された被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間等に変更があった場合や被保険者の住所等に変更があった場合は、速やかに事業所にお知らせください。
- (3) 訪問時刻は、交通事情や天候、前の訪問先の状況等により多少前後することがあります。
- (4) 留守宅でのサービス提供はできませんので、必ずご在宅ください。
- (5) ご都合で日程などの変更や中止をされたい場合は、できるだけお早めにご連絡ください。
- (6) サービスの提供に必要な範囲で、水道・ガス・電気・電話の他、消耗品や器具、材料を使用させていただきます。その際にかかる費用はご利用者の負担となります。
- (7) ご利用者やご家族に感染症の可能性がある場合は、あらかじめご連絡ください。その際には感染に対する予防措置を取った上で訪問するか、状況により訪問の中止または日程の再調整を行います。
- (8) ご利用者と職員との個人的な金品のやり取りや貸し借りは禁止しています。
- (9) ご利用者と職員との個人的な連絡や契約は禁止しています。
- (10) 職員に対する宗教活動・政治活動・営利活動はご遠慮ください。
- (11) ペットを飼われている場合は、訪問時等にペットと職員が直接触れることがないようにケージに入れる等のご配慮をお願いいたします。
- (12) 事業所や職員への心づけや贈り物等はお断りしています。

6 ハラスメントの禁止

- (1) ご利用者やご家族等からの職員や事業所等に対する次のようなハラスメント行為を不信行為とみなします。
 - ①パワーハラスメント
 - 1) 身体的暴力(叩く、引っ掻く等、身体的な力を使って職員に危害を及ぼす行為)
 - 2) 精神的暴力(大声で怒鳴る、理不尽な要求をする等、職員の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為)

- ②セクシュアルハラスメント(職員に対する不必要な体への接触、交際や性的関係の強要、意に反する性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為)
 - ③カスタマーハラスメント(長時間の拘束、執拗なクレーム、制度上対応できないことの要求、恫喝や罵声、妥当性を欠く金銭補償の要求等、職員や事業所等に対する著しい迷惑行為)
 - ④その他のあらゆるハラスメント行為
- (2) 職員や事業所が以上の不信行為が行われたと判断する場合は、状況に応じて警察や弁護士等に相談の上で、契約を解消させていただくことがあります。

7 契約の終了

下記のような場合には、ご利用者と事業所との契約は終了します。

- (1) ご利用者が死亡された場合
- (2) ご利用者の心身の状況が要介護認定により非該当と判定された場合
- (3) ご利用者が介護老人福祉施設や介護老人保健施設へ入所または介護医療院に入院された場合
- (4) 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業者が解散命令を受けた場合や、破産した場合、やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (6) 事業所が介護保険の事業所指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- (7) ご利用者やご家族等からサービス利用終了のお申し出があった場合

契約の期間中であっても、次の場合にはご利用者やご家族等からサービス利用の終了や中止を申し出ることができます。その際には、終了や中止を希望される日の7日前までにお申し出ください。

- ①ご利用者が入院された場合
 - ②介護保険給付対象外のサービス利用料金の変更に同意できない場合
 - ③事業者または職員が正当な理由なく契約に定める居宅療養管理指導サービスまたは介護予防居宅療養管理指導サービスを実施しない場合
 - ④事業者または職員が守秘義務に違反した場合
 - ⑤事業者または職員が故意または過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (8) 事業者よりサービス提供の終了を申し出た場合

次の場合には、当事業所よりサービス提供の終了を申し出ることがあります。

- ①ご利用者やご家族等が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告示を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者やご家族等によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者やご家族等が故意もしくは重大な過失により、事業所や職員の生命・身体・財物・信用を傷つけ、あるいは著しい不信行為を行うこと等によって、契約を継続しがた

い重大な事情を生じさせた場合

8 費用

(1) 介護保険給付対象サービスの費用

- ①介護保険の適用がある場合は、ご利用者の負担割合に応じた額となります。サービス利用料のおおよその目安は最終ページにある<別表>【サービス利用料金】のとおりです。

1) 居宅療養管理指導の基本料金

名称	内容
居宅療養管理指導Ⅰ 1・2・3 <医師が行う場合>	単一建物居住者の人数に従って、ひと月に2回を限度として算定します。 1 単一建物居住者が1人に対してサービスを提供する場合 2 単一建物居住者が2人以上9人以下に対して行う場合 3 1および2以外の場合
居宅療養管理指導Ⅱ 1・2・3 <医師が行う場合>	医科診療報酬点数表の在宅時医療総合管理料または施設入居時等総合管理料を算定するご利用者に対してサービスを提供した場合に、単一建物居住者の人数に従って、ひと月に2回を限度として算定します。 1 単一建物居住者が1人に対してサービスを提供する場合 2 単一建物居住者が2人以上9人以下に対して行う場合 3 1および2以外の場合

ご利用者が居住されているマンション、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等の建築物に居住されている方のうち、同一月に当事業所の居宅療養管理指導サービスまたは介護予防居宅療養管理指導サービスを利用された人数を「単一建物居住者」といいます。ただし、同居する同一世帯のご利用者が2人以上いらっしゃる場合は、「単一建物居住者が1人の場合」を算定します。

2) 介護予防居宅療養管理指導の基本料金

名称	内容
介護予防 居宅療養管理指導Ⅰ 1・2・3 <医師が行う場合>	単一建物居住者の人数に従って、ひと月に2回を限度として算定します。 1 単一建物居住者が1人に対してサービスを提供する場合 2 単一建物居住者が2人以上9人以下に対して行う場合 3 1および2以外の場合
介護予防 居宅療養管理指導Ⅱ 1・2・3 <医師が行う場合>	医科診療報酬点数表の在宅時医療総合管理料または施設入居時等総合管理料を算定するご利用者に対してサービスを提供した場合に、単一建物居住者の人数に従って、ひと月に2回を限度として算定します。 1 単一建物居住者が1人に対してサービスを提供する場合 2 単一建物居住者が2人以上9人以下に対して行う場合

	3 1 および 2 以外の場合
--	-----------------

②給付の対象となる費用は、厚生労働省または京都市が告示等で定める金額であり、これが改定された場合はサービス利用料金も自動的に変更になります。なお、その場合は、事前に新しいサービス利用料金を書面でお知らせし、これに署名していただきます。

③介護保険証以外に下記のような公費受給者証をお持ちの場合、適用となる場合がありますので、必ずご提示ください。

- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 特定疾患医療受給者票
- ・ 自立支援医療受給者証（更生医療） ・ 被爆者手帳

その他の受給者証をお持ちの場合には、ご相談ください。

④介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は料金表のサービス利用料金全額をお支払いいただきます。サービス利用料金のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービスの費用

①サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、ご利用者の負担となります。

②当事業所からご利用者の居宅へ訪問する際の交通費として、訪問 1 回につき 550 円をご負担いただきます。

(3) サービス利用料金の減額

高額医療・高額介護 合算療養費	介護保険と医療保険の自己負担額（月額）を世帯で合計した額が一定の上限額を超えた場合は、住民票のある市区町村役所への申請により超えた額が払い戻されます。
--------------------	---

(4) サービス利用料金等のご請求とお支払い方法

サービス利用料金やその他の費用は、サービスをご利用になった月の 1 日から月末までを計算期間として、翌月 15 日以降にご請求します。お支払い方法につきましては、金融機関の預貯金口座から自動で引き落とし口座振替のご利用をお願いしています。

ゆうちょ銀行	毎月 20 日（土曜日・日曜日・祝日の場合は翌営業日） 残高不足等により引き落としできなかった場合のみ、 25 日（土曜日・日曜日・祝日の場合は翌営業日）に 再度引き落とし
銀行（ネット専門銀行を含む） 信用金庫 信用組合 農業協同組合 労働金庫	毎月 26 日（土曜日・日曜日・祝日の場合は翌営業日）

※口座引き落としには別途お手続きが必要です。

※一部対象外の金融機関があります。

※ご利用者以外の名義の口座からでも引き落とし可能です。

9 緊急時および事故発生時の対応

(1) サービスの提供中にご利用者の体調が急変した時は、状況に応じて次の対応を行います。

①ご利用者のご家族等、救急隊、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所への連絡

②原因の解明等、上記①以外に必要な措置

(2) サービスの提供中に事故が発生した時は、状況に応じて次の対応を行います。

①ご利用者のご家族等、救急隊、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所への連絡

②市区町村への連絡

③原因の解明等、上記①②以外に必要な措置

(3) 事業者は、サービスの提供に当たって万一ご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、加入している損害保険により速やかに損害賠償を行います。ただし、事業者に過失等がないと認められる場合は、この限りではありません。

10 虐待の防止と身体的拘束の禁止

(1) 虐待の防止

①ご利用者の人権を擁護し、虐待を防止するために、次の措置を講じます。

1) 虐待防止のための指針を整備します。

2) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、職員にその結果の周知徹底を図ります。

3) 職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的に行います。

4) 上記1)～3)の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

②サービス提供中に当事業所職員・ご家族・ご親族・同居人・成年後見人等による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報します。

(2) 身体的拘束の禁止

①ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為は行いません。

②ただし、次の3つの「緊急やむを得ない場合」に該当し、かつそれを事業所全体で確認した場合は行うことがあります。

1) ご利用者やその他の人の生命または身体に危険が及ぶ可能性が著しく高い場合

2) 行動制限をする以外に代替方法がない場合

3) 行動制限が一時的なものである場合

③やむを得ず身体的拘束を行う場合は、ご利用者やご家族等に対して事前に緊急やむを得ない理由、様態、時間等をご説明し、できるだけ早期に解除するよう努力します。また、拘束を行った時の様態、時間、ご利用者の状況等を記録し、ご家族等にご報告します。

11 個人情報保護

- (1) 事業者および事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者やご家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。職員は守秘義務を課されており、雇用契約終了後も同様です。
- (2) ご利用者やご家族等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業所および地域包括支援センターに対し、ご利用者やご家族等の個人情報を提供いたしません。

1.2 記録の整備

サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、ご利用者やご家族等からの申し出があった場合には適切な方法により、その情報をご利用者やご家族等に対して提供します。記録は、サービスのご利用が完結した日から5年間事業所内で保管します。

1.3 職員の研修

質の高いサービスを提供するため、全職員を対象に採用時から計画的かつ継続的に研修を行い、資質の向上を図っています。

1.4 実習生の受け入れ

当事業所は、資格取得のための実習受け入れ事業所として教育機関等に協力をしています。高齢者福祉に関する教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

1.5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所ご利用者苦情相談窓口	苦情受付担当者 中谷 悟 苦情解決受付責任者 渡辺全夫(所長) 苦情解決責任者 中谷 悟 受付時間 火曜日・木曜日・金曜日・土曜日 9時～18時 電話 075-881-0590
第三者委員	田中由美(嵐山学区民生委員) 電話 075-861-9612 中野悦子(嵐山学区民生委員) 電話 075-872-8220
京都市内各区役所 保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課	受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時 右京区役所 電話 075-861-1416 京北出張所 電話 075-852-1815 北区役所 電話 075-432-1364 上京区役所 電話 075-441-5106 左京区役所 電話 075-702-1069 中京区役所 電話 075-812-2566 東山区役所 電話 075-561-9187

	山科区役所 電話 075-592-3290 下京区役所 電話 075-371-7228 南区役所 電話 075-681-3296 西京区役所 電話 075-381-7638 洛西支所 電話 075-332-9274 伏見区役所 電話 075-611-2278 深草支所 電話 075-642-3603 醍醐支所 電話 075-571-6471
その他 住民票のある市区町村役所	
京都府 国民健康保険団体連合会	受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時 電話 075-354-9090
京都府 福祉サービス運営適正化委員会 (京都府社会福祉協議会内)	受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時 電話 075-252-2152

健光園あらしやま診療所は、居宅療養管理指導もしくは介護予防居宅療養管理指導サービスの提供にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導のサービス内容および重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町 1 2
	事業者(法人)名	社会福祉法人健光園
	事業所名	健光園あらしやま診療所
	事業所番号	2 6 1 0 7 0 6 6 5 3
	代表者名	理事長 古石隆光

- 10 -

<別表>

【サービス利用料金】

(1) 居宅療養管理指導

算定項目		単位	総額	1割負担		2割負担		3割負担	
				保険給付	利用者負担	保険給付	利用者負担	保険給付	利用者負担
診療報酬の在宅時医学総合管理料または施設入居時医学総合管理料を算定しない場合									
基本 料金	居宅療養管理指導費Ⅰ１ (単一建物居住者１人に対して行う 場合)	515 単位	5,150 円	4,635 円	515 円	4,120 円	1,030 円	3,605 円	1,545 円
	居宅療養管理指導費Ⅰ２ (単一建物居住者２人以上９人以下 に対して行う場合)	487 単位	4,870 円	4,383 円	487 円	3,896 円	974 円	3,409 円	1,461 円
	居宅療養管理指導費Ⅰ３ (単一建物居住者１０人以上に 対して行う場合)	446 単位	4,460 円	4,014 円	446 円	3,568 円	892 円	3,122 円	1,338 円
診療報酬の在宅時医学総合管理料または施設入居時医学総合管理料を算定する場合									
基本 料金	居宅療養管理指導費Ⅱ１ (単一建物居住者１人に対して行う 場合)	299 単位	2,990 円	2,691 円	299 円	2,392 円	598 円	2,093 円	897 円
	居宅療養管理指導費Ⅱ２ (単一建物居住者２人以上９人以下 に対して行う場合)	287 単位	2,870 円	2,583 円	287 円	2,296 円	574 円	2,009 円	861 円
	居宅療養管理指導費Ⅱ３ (単一建物居住者１０人以上に 対して行う場合)	260 単位	2,600 円	2,340 円	260 円	2,080 円	520 円	1,820 円	780 円

(2) 介護予防居宅療養管理指導

算定項目		単位	総額	1割負担		2割負担		3割負担	
				保険給付	利用者負担	保険給付	利用者負担	保険給付	利用者負担
診療報酬の在宅時医学総合管理料または施設入居時医学総合管理料を算定しない場合									
基本料金	介護予防居宅療養管理指導費Ⅰ１ (単一建物居住者１人に対して行う場合)	515 単位	5,150 円	4,635 円	515 円	4,120 円	1,030 円	3,605 円	1,545 円
	介護予防居宅療養管理指導費Ⅰ２ (単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合)	487 単位	4,870 円	4,383 円	487 円	3,896 円	974 円	3,409 円	1,461 円
	介護予防居宅療養管理指導費Ⅰ３ (単一建物居住者１０人以上に 対して行う場合)	446 単位	4,460 円	4,014 円	446 円	3,568 円	892 円	3,122 円	1,338 円
診療報酬の在宅時医学総合管理料または施設入居時医学総合管理料を算定する場合									
基本料金	介護予防居宅療養管理指導費Ⅱ１ (単一建物居住者１人に対して行う場合)	299 単位	2,990 円	2,691 円	299 円	2,392 円	598 円	2,093 円	897 円
	介護予防居宅療養管理指導費Ⅱ２ (単一建物居住者２人以上９人以下 に対して行う場合)	287 単位	2,870 円	2,583 円	287 円	2,296 円	574 円	2,009 円	861 円
	介護予防居宅療養管理指導費Ⅱ３ (単一建物居住者１０人以上に 対して行う場合)	260 単位	2,600 円	2,340 円	260 円	2,080 円	520 円	1,820 円	780 円